

令和2年6月

**第109回丹波市議会定例会議案書**

**追加議案（令和2年6月26日）**



議案第80号

丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月26日提出

丹波市長 谷口 進一

丹波市条例第 号

丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例（令和2年丹波市条例第34号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

令和2年6月から11月までに支給する市長、副市長及び教育長の給料月額については、丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（平成16年丹波市条例第44号）第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 市長 次のア及びイに掲げる期間の区分に応じ当該ア及びイに定める額

ア 令和2年6月及び8月から11月まで 701,000円  
イ 令和2年7月 613,000円

(2) 副市長 次のア及びイに掲げる期間の区分に応じ当該ア及びイに定める額

ア 令和2年6月及び8月から11月まで 628,000円  
イ 令和2年7月 593,000円

(3) 教育長 564,000円

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

議案第81号

丹波市新型コロナウイルス等感染症対策基金条例の制定について

丹波市新型コロナウイルス等感染症対策基金条例を次のように定める。

令和2年6月26日提出

丹波市長 谷口 進一

丹波市条例第 号

丹波市新型コロナウイルス等感染症対策基金条例

(設置)

第1条 丹波市の新型コロナウイルス等感染症に係る予防対策、感染拡大防止対策、生活支援対策等に資するため、丹波市新型コロナウイルス等感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条の目的に対し寄附された寄附金の額及び一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができます。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。